

令和6年 第7回浅口市農業委員会議事録

令和6年7月12日浅口市役所3階会議室に、浅口市農業委員会を招集する。

招集委員は次のとおり

農業委員12名			農地利用最適化推進委員13名		
議席番号	氏名	出欠	担当区域	氏名	出欠
1	大橋 繁雄	出	金光1	原田 恒明	出
2	渡邊 清志	出	金光2	藤丘 廣志	出
3	友田 陽勝	出	金光2	安田 文彦	出
5	古川 秀昭	欠	金光3	友田 一美	出
6	佐藤 和博	出	金光3	菰口 清司	出
7	柚木 栄蔵	出	鴨方1	吉川 孝之	出
8	虫明 祝典	出	鴨方1	杉本 正彦	出
9	虫明 伸吾	出	鴨方2	横山 栄治	出
10	山下 康朗	出	鴨方2	西山 富雄	出
11	渡邊 豊	出	鴨方3	高井 基次	出
12	梶原 めぐみ	出	鴨方3	山下 眞治	出
13	岡田 直樹	出	寄島1	村上 宏一郎	出
			寄島2	大島 明敏	出

事務局

局長 田中 太志 書記 泉 敏

会議に付した議案等

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議事

議案第24号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第25号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程第4 その他

- ・ 次回の委員会（令和6年8月1日（木））

開会（午後1時31分）

議長 それでは、ただいまより農業委員会を開催いたします。

今日、初めてセミの鳴き声を聞きました。もうぼちぼち夏になるんだなというふうな気がしたんですが。今月の議会で任期が終わります。最後の委員会となりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、これより令和6年第7回浅口市農業委員会を開催いたします。

ただいまの出席委員は11名で定足数に達しております。また、推進委員は13名の参加であります。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。本日の記録署名委員は、浅口市農業委員会会議規則第12条第2項の規定により、議長において、2番渡邊委員、3番友田委員を指名します。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

会期は本日1日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、会期を本日1日とします。

日程第3、議事に移ります。

議案第24号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

578番の件について事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。

議案書は2ページになりますので、お開きください。

議案第24号農地法第3条による許可申請について（所有権移転）。令和6年7月12日提出。

番号578、金光町地頭下、畑、785平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしくお願いいたします。

議長 次に、2番渡邊委員、補足説明をお願いします。

委員 2番渡邊です。

位置図は1ページ、2ページになります。この場所は、〇〇〇〇のところをずっと北へ500メートルぐらい上がったところになります。大分奥のほうになります。この土地は、昔、〇〇〇〇で植木を植えたりしとったらしいんですけど、高齢で管理できないということで長年耕作してなくて、放棄地ということで、見に行ったんですが、竹などが生えて結構荒れてるなというふうに思いました。譲渡し人は、5月にも所有していた田んぼや畑を3件売却をしております。今後管理できないということで、引き続き今回も処分するというにしたいそうです。特に問題はないかと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長 ただいま説明がありました。

質疑はありませんか。

委員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。
 それでは、この件についてご異議ありませんか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。
 続きまして、580番の件について事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。
 番号580、寄島町、田、657平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。
 〇。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。譲受人は、取得に必要な許
 可要件を満たしていると考えられます。よろしくお願ひいたします。

議 長 次に、12番梶原委員、補足説明をお願いします。

委 員 12番梶原です。
 位置図は、3ページ、4ページになります。新しいほうの〇〇〇〇をずっと突き当
 たりに〇〇〇〇があるんですけど、そこに行く途中、〇〇〇〇の辺りのカーブに当た
 ります。譲受人は、耕作地の隣の畑を耕作しており、譲渡し人が遠方、〇〇〇〇のほ
 うのためなかなか来れないということで、交渉が成立したようで、隣の畑も面倒を見
 るということで、譲受けされるようです。問題はないかと思われます。よろしくお願
 ひします。

議 長 ただいま説明がありました。
 質疑はありませんか。

委 員 なし声

議 長 質疑なし認めます。
 それでは、この件についてご異議ありませんか。

委 員 なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。
 続きまして、582番の件について事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。
 番号582、鴨方町六条院中、田、446平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人
 は、〇〇〇〇。譲受け、譲渡しの理由は贈与です。譲受人は、取得に必要な許可要件
 を満たしていると考えられます。よろしくお願ひいたします。

議 長 次に、11番渡邊委員、補足説明をお願いします。

委 員 11番渡邊です。
 この案件の場所は、〇〇〇〇がありますが、そこから〇〇〇〇を西へ400メー
 ルぐらい行ったぐらいになります。譲渡し人は、以前からちょこちょこ名前が上がっ
 ておる人であります。相続した土地を管理できないため、近隣の人に贈与するとい
 うことであります。譲受人のほうは、以前からこの案件の場所を管理しております。問
 題ないと思われますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 ただいま説明がありました。
 質疑はありませんか。

委員 なし声
議長 質疑なしと認めます。
それでは、この件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声
議長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。
続きまして、585番の件について事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。
番号585-1、鴨方町小坂東、田、367平米。同じく2ほかといたしまして、
田3筆、1、668平米。畑1筆、4.64平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人
は、〇〇〇〇。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。中古住宅との同
時購入になります。譲受人は取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。
よろしくお願ひいたします。

議長 次に、8番虫明委員、補足説明をお願いします。

委員 8番の虫明です。
地図のほうは7ページ、8ページ、9ページ、10ページということで、場所は〇
〇〇〇のすぐ北東方向に当たりますか、に4筆。それから、9、10ページが〇〇〇
〇のすぐ南を〇〇〇〇が通っていると思うんですが、それを越えた南側、ここに3筆
の計5筆でございます。譲渡し人は〇〇〇〇のほうに住んでおり、こちら〇〇〇〇の
ほうが実家なんですけれども、もうこちらに帰ってくる意向も全然ないというこ
とで、前々から所有不動産のほうを売却したいなということでいろいろと検討してお
られたようですが、今般、この話がまとまったというふう聞いております。特に問題
はないと思われまますので、ご審議のほうをよろしくお願ひします。

議長 次に、9番虫明委員、追加の補足説明があればお願いします。

委員 これも虫明さんの言ったとおり、何も問題はなかったもので、皆さんのご審議をよ
ろしくお願ひします。

議長 ただいま説明がありました。
質疑はありませんか。

委員 なし声
議長 質疑なしと認めます。
それでは、この件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声
議長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。
続きまして、587番の件について事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。
番号587-1、鴨方町小坂東、田、504平米。同じく2ほかといたしまして、
畑5筆、1、591平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受けの理
由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。譲受人は取得に必要な許可要件を満たして
いると考えられます。よろしくお願ひいたします。

議 長 次に、8番虫明委員、補足説明をお願いします。
委 員 8番の虫明です。
場所、地図のほうは、全部で6筆ありますので、7ページ、8ページ、これが〇〇〇〇から西へ400メートルほど行ったところに1筆。それから、〇〇〇〇から西へ約100メートルちょっとのところに1筆、これが7、8ページの該当です。それから、次の9、10ページ、これが〇〇〇〇の南の〇〇〇〇を越えたところに3筆畑がございます。これが9、10ページ。それから、もう一件、11、12ページ、これはちょっと離れておるんですけども、〇〇〇〇から北西方向になりますが、400メートルほど北西方向に行ったこの地域の〇〇〇〇、〇〇〇〇のすぐ近く。以上の6筆でございます。譲渡し人は、先ほどの585番の件と同様、〇〇〇〇のほうに在住をしております。譲受人との間で、もうこちらへ譲渡し人が帰ってくる意向が全然ないということで、不動産を売却したいということでずっと検討しておられたところ、今般話がまとまったとのこと。譲受人のほうは、畑として果樹でも植えてみようかという意向を持っておられると聞いております。特に問題ないと思われますので、ご審議よろしくをお願いします。

議 長 次に、9番虫明委員、補足説明がありましたらお願いします。
委 員 ここで私の担当の4、5、6になります。虫明さんが言われたとおり、何も問題はないと思いますので、ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 ただいま説明がありました。
質 疑 は あり ませ ん か。
委 員 な し 声
議 長 質 疑 な し と 認 め ま す。
そ れ で は 、 こ の 件 に つ い て ご 異 議 あ り ま せ ん か。
委 員 異 議 な し 声
議 長 異 議 な し と 認 め 、 許 可 す る こ と に 決 定 を い た し ま す。
続 き ま し て 、 5 8 9 番 の 件 に つ い て 事 務 局 の 説 明 を 求 め ま す。
事 務 局 失 礼 し ま す。
番 号 5 8 9 、 鴨 方 町 深 田 、 畑 、 5 0 5 平 米 。 譲 受 人 は 、 〇 〇 〇 〇 。 譲 渡 し 人 は 、 〇 〇 〇 〇 。 こ こ で 、 譲 受 け の 理 由 は 贈 与 と い う こ と に な っ と る ん で す け れ ど も 、 申 請 書 で は 贈 与 と い う こ と に な っ と っ た ん で 担 当 委 員 の ほう で 確 認 い た だ い た と こ ろ 、 ど う も 売 買 で あ る と い う こ と が 分 か り ま し た の で 、 こ こ は 再 度 確 認 し て 、 譲 受 け の 理 由 が 増 反 、 そ れ か ら 労 力 不 足 に 変 わ る か も し れ ない と い う こ と で ご 了 解 い た だ き たい と 思 い ま す 。 譲 受 人 は 、 取 得 に 必 要 な 許 可 要 件 を 満 た し て い る と 考 え ら れ ま す 。 よ ろ し く お 願 い い た し ま す 。

議 長 次に、6番佐藤委員、補足説明をお願いします。
委 員 6番佐藤です。
地図は、13、14ページになります。場所は、〇〇〇〇から西へ約500メートルぐらい行ったところに〇〇〇〇に入る〇〇〇〇があります。その〇〇〇〇を南へ約

100メートルぐらい行きますと、〇〇〇〇という池があります。その池のちょうど真ん中辺りから東へ約70メートルぐらいでしょうか、50メートルぐらいでしょうか、行ったところにあります。譲受人のほうは、譲渡し人の家を中古住宅として買われると。それで、なおかつ隣接地にこの物件があります。畑もやりたいということから、これも購入したいというようなことから話ができたということのように聞いてます。問題なからうかと思われまます。ご審議よろしくお願ひします。

議 長

ただいま説明がありました。

質疑はありませんか。

委 員

なし声

議 長

質疑なしと認めまます。

それでは、この件についてご異議ありませんか。

委 員

異議なし声

議 長

異議なしと認め、許可することに決定をいたしまます。

続きままして、591番の件について事務局の説明を求めまます。

事務局

失礼しまます。

番号591、寄島町、畑、74平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。譲受人は取得に必要な許可要件を満たしていると考えられまます。よろしくお願ひいたしまます。

議 長

次に、12番梶原委員、補足説明をお願ひしまます。

位置図が、15ページ、16ページになります。場所は、〇〇〇〇に行く〇〇〇〇と言われるところになります。そちらの〇〇〇〇の入り口より反対側になりますけど、そちらに〇〇〇〇があります、その30メートルぐらい南になります。譲受人は、譲渡し人の土地の隣の畑を耕作しており、譲渡し人のほうが耕作があまりできないということで、このたび話が進んだようです。問題はないかと思われまます。よろしくお願ひしまます。

議 長

ただいま説明がありました。

質疑はありませんか。

委 員

なし声

議 長

質疑なしと認めまます。

それでは、この件についてご異議はありませんか。

委 員

異議なし声

議 長

異議なしと認め、許可することに決定をいたしまます。

議案第25号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題としまます。

581番の件について事務局の説明を求めまます。

事務局

失礼しまます。

議案書は4ページになりますので、お開きください。

議案第25号農地法第5条の規定による許可申請について（所有権移転）。令和6年7月12日提出。

番号581-1、金光町占見新田、畑、251.51平米。同じく2、金光町占見新田、畑、59.50平米。譲受人は〇〇〇〇、譲渡し人は〇〇〇〇。転用目的は一般住宅で、施設の概要は〇〇〇〇。農地区分は第3種です。一般基準上も問題なく、許可要件を満たしていると考えられます。なお、転用後の地目は宅地です。よろしくお願ひいたします。

議 長 次に、1番大橋委員、補足説明をお願いします。

委 員 1番大橋です。

地図は、17、18ページです。場所は、〇〇〇〇から西へ50から100メートルぐらい行ったら〇〇〇〇さんがいます。その〇〇〇〇の対面、真向かいになります。住宅と駐車場3台ということで、別に問題はないと思います。よろしくお願ひします。

議 長 ただいま説明がありました。

質疑はありませんか。

委 員 なし声

議 長 質疑なしと認め、それではこの件についてご異議ありませんか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

続きまして、583番の件と関連がありますので、584番の件と併せて審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。

番号583-1、鴨方町六条院中、田、527平米。同じく2ほかといたしまして、田、16筆、8,366平米。譲受人は〇〇〇〇、譲渡し人は〇〇〇〇。

次に、議案書は7ページになりますので、お聞きください。

議案第25号農地法第5条の規定による許可申請について（使用貸借権設定）。令和6年7月12日提出。

番号584-1、鴨方町六条院中、田、254平米。借受人は〇〇〇〇、貸出人は〇〇〇〇。同じく2、鴨方町六条院中、田、519平米。貸出人は〇〇〇〇。転用目的は工場及び倉庫で、施設の概要は〇〇〇〇。農地区分は第2種ですが、目的を達成できるほかの土地はありません。一般基準上も問題なく、許可要件を満たしていると考えられます。なお、転用後の地目は宅地ほかとなります。

なお、本件でございますが、許可が適当と認められた場合、3,000平米を超える案件であるため、農地法の規定により次回の岡山県農業会議常設審議委員会へ許可適当の意見を付して諮問いたします。同委員会で確認等を経て許可が適当と認められた場合は、許可証を交付します。許可証は、県による開発行為との同時許可となりますので、その許可日と合わせた日付ということになります。

以上になります。よろしくお願ひします。

議 長 次に、11番渡邊委員、補足説明をお願いします。

委員 11番渡邊です。

この案件の場所は、地図は19、20になります。この案件の場所は、〇〇〇〇から東に行ったところに〇〇〇〇があって、信号があります。そこから南へ300メートルぐらい行くと、〇〇〇〇とかという〇〇〇〇さんがありますが、そのちょうど東側です。譲受人のほうは、その〇〇〇〇のそこを下りたところに〇〇〇〇というのがありますが、工場を移転というか拡張といいますか、〇〇〇〇でございますが、ここに移転して新しく工場と倉庫を建てて営業をするということでございます。あまりにも広くて、私は問題ないかどうかということについては、言おうか言うまあかは迷っとるんですけど、いいんじゃないかと思います。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議長 ただいま説明がありました。

委員 質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。

委員 それでは、この件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

事務局 続きまして、586番の件について事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。

番号586-1、金光町占見新田、畑、178平米。同じく2、金光町占見新田、畑、108平米。譲受人は〇〇〇〇、譲渡し人は〇〇〇〇。転用目的は露天駐車場で、施設の概要は〇〇〇〇。農地区分は第3種です。一般基準上も問題なく、許可要件を満たしていると考えられます。なお、転用後の地目は雑種地です。よろしくお願ひいたします。

議長 次に、1番大橋委員、補足説明をお願いします。

委員 1番大橋です。

地図は、21、22ページです。場所は、〇〇〇〇から100から150メートルぐらいのところ〇〇〇〇があります。それをちょっと北へ上ったところになります。それで、露天駐車場7台ということで、別に問題はないと思います。審議のほどよろしくお願ひします。

議長 ただいま説明がありました。

委員 質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。

委員 それでは、この件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

事務局 続きまして、588番の件について事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。
番号588、鴨方町鴨方、田、213平米。譲受人は〇〇〇〇、譲渡し人は〇〇〇〇。転用目的は一般住宅で、施設の概要は〇〇〇〇。農地区分は第3種です。一般基準上も問題なく、許可要件を満たしていると考えられます。なお、転用後の地目は宅地です。よろしくお願いたします。

議長 次に、6番佐藤委員、補足説明をお願いします。
委員 6番佐藤です。
位置図は23、24ページです。場所は、〇〇〇〇がありますが、そのすぐ西側の道を南へ約150メートルぐらい行ったところにあります。この土地は売買目的で不動産屋経由でお願いしとったみたいで、不動産屋のほうからの紹介といたしますか、契約といたしますか、で決まったようです。問題ないかと思われま。ご審議よろしくお願いたします。

議長 ただいま説明がありました。
質疑はありませんか。
委員 なし声
議長 質疑なしと認めます。
それでは、この件についてご異議ありませんか。
委員 異議なし声
議長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。
続きまして、590番の件について事務局の説明を求めま。

事務局 失礼します。
番号590、鴨方町六条院中、畑、476平米。譲受人は〇〇〇〇、譲渡し人は〇〇〇〇。転用目的は一般住宅で、施設の概要は〇〇〇〇。農地区分は第3種です。一般基準上も問題なく、許可要件を満たしていると考えられます。なお、転用後の地目は宅地です。よろしくお願いたします。

議長 次に、私から補足説明をさせていただきます。
位置図は25、26ページになります。位置は、〇〇〇〇より南に150メートル、位置図では〇〇〇〇となっておりますが、〇〇〇〇は〇〇〇〇として造成されておりますが、ここより北へ約100メートルのところに位置します。周りは宅地として造成されており、問題ないかと思われま。よろしくご審議のほどお願いたします。
ただいま説明いたしました。
質疑はありませんか。
委員 なし声
議長 質疑なしと認めます。
それでは、この件についてご異議ありませんか。
委員 異議なし声
議長 異議なしと認めます。許可することに決定をいたします。
続きまして、592番の件について事務局の説明を求めま。

事務局 失礼します。
 番号５９２、鴨方町深田、田、１３８平米。譲受人は〇〇〇〇、譲渡し人は〇〇〇〇。転用目的は露天駐車場で、施設の概要は〇〇〇〇。農地区分は第２種ですが、目的を達成できるほかの土地はありません。一般基準上も問題なく、許可要件を満たしていると考えられます。なお、転用後の地目は、宅地または雑種地です。よろしくお願いいたします。

議長 次に、６番佐藤委員、補足説明をお願いします。
 委員 ６番佐藤です。
 位置図は２７、２８ページになります。場所は、〇〇〇〇から西へ〇〇〇〇のほうへ向いて約３００メートルぐらいのところに〇〇〇〇があります。その〇〇〇〇のすぐ西側の土地です。ここの土地は、今、耕作されていません。ここに行く道もなく、よその畑を通らにやいかんというような状態で、耕作もできないしというようなことからのちょうどいい話で、売却できたようです。問題ないかと思われま。ご審議よろしくお願いいたします。

議長 ただいま説明がありました。
 委員 質疑はありませんか。
 議長 なし声
 議長 質疑なしと認めます。
 委員 それでは、この件についてご異議ありませんか。
 委員 異議なし声
 議長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。
 続きまして、５９３番の件について事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。
 番号５９３、金光町占見、田、８６８平米。譲受人は〇〇〇〇、譲渡し人は〇〇〇〇。転用目的は建て売り住宅で、施設の概要は〇〇〇〇。農地区分は第２種ですが、目的を達成できるほかの土地はありません。一般基準上も問題なく、許可要件を満たしていると考えられます。なお、転用後の地目は宅地及び道路です。よろしくお願いいたします。

議長 次に、２番渡邊委員、補足説明をお願いします。
 委員 ２番渡邊です。
 位置図は２９、３０ページになります。〇〇〇〇の西の交差点をちょっと北へ２００メートルほど入ったところなんです。今回の土地は３０ページにあるように、もう既に〇〇〇〇が建ったりしとるんですが、その続きということで、また計画するということらしいです。進入路もちゃんと確保できとるし、一団の団地といいますか、そういうことで計画してやとるもんなんで、特に問題はないかと思ひますので、よろしくお願いいたします。

議長 ただいま説明がありました。
 委員 質疑はありませんか。

委員	なし声
議長	質疑なしと認めます。 それでは、この件についてご異議ありませんか。
委員	異議なし声
議長	異議なしと認め、許可することに決定をいたします。 続きまして、594番の件について事務局の説明を求めます。
事務局	失礼します。 番号594-1、金光町占見、畑、234平米。同じく2、金光町占見、畑、234平米。同じく3、金光町占見、畑、104平米。譲受人は〇〇〇〇、譲渡し人は〇〇〇〇。転用目的は一般住宅で、施設の概要は〇〇〇〇。農地区分は第2種ですが、目的を達成できるほかの土地はありません。一般基準上も問題なく許可要件を満たしていると考えられます。なお転用後の地目は宅地です。よろしくお願ひいたします。
議長	次に、2番渡邊委員、補足説明をお願いします。
委員	2番渡邊です。 位置図は31、32ページとなります。場所は、〇〇〇〇があるところがあるんですが、十字路の、そこをずっと北へ入って、〇〇〇〇を渡って二、三十メートルのところにあります。この土地は、前々から業者が売り地ということで看板を立てていました。このたび、そういうことで売却が成立したというふうなことです。この地図で見れば進入路が変なこと、変なことじゃないですけど、あれなんです、進入路もちゃんと確保できておりますし、進入路の中に河川改修したときに岡山県の標柱があったりしたんで、どんなんかなというふうに聞いたら、きちっと協議とりますというようにことを業者のほうから聞いてます。特に問題はないかと思ひますので、よろしくお願ひします。
議長	ただいま説明がありました。 質疑はありますか。
委員	なし声
議長	質疑なしと認めます。 それでは、この件についてご異議ありませんか。
委員	異議なし声
議長	異議なしと認め、許可することに決定をいたします。 日程第5、その他に移ります。 事務局から報告等がありましたらお願いします。
事務局	①利用意向調査の結果について ②退任される委員さんへ ③次回の農業委員会について
議長	それでは、ないようですので、本日の委員会は以上で閉会とします。 閉会（午後2時14分）

上記顛末を記載した者は書記泉敏であるが、その内容が相違ないことを証するためここに署名する。

令和6年7月12日

浅口市農業委員会長

⑩

同 委 員

⑩

同 委 員

⑩